

農業委員会総会議事録（令和8年1月定例総会）

1. 開催日時 令和8年1月23日（金）午後1時30分から午後3時3分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号非農地証明願いについて

議案第2号農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第7号農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第 8 号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について
議案第 9 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 10 号耕作放棄地の非農地通知書交付について
報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村松	貞往
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事補	小竹	敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻になりました。

本日の出席委員は 19 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

2026 年、令和 8 年を迎えました。本年もよろしく願いいたします。

まずですね、栃木県表彰を小林薫委員が受賞されました。内容は栃木県農業大賞、農業経営の部特別賞(下野新聞社長賞)を受賞されました。おめでとうございます

あと全国農業新聞 1 月 16 日付けに先日のさつまいも収穫体験が掲載されました。見た方もいるかと思いますが、将来この体験が農業関係の仕事に結びつくといいなと思っております。

ただいまから、さくら市農業委員会 1 月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。

○1 番 古澤一郎 委員

本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号2件、第4号1件、第5号2件、第9号4件、計9件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、第5号1件、第9号1件、計3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第2号1件、第3号2件、第10号2件、計6件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日午前9時30より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、第3号2件、第8号1件、第10号1件、計5件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

9番の「手塚 智枝子」委員、11番の「小林 義和」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 非農地証明願について

《議案1-1》

○議長(七久保)

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。
番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

内容は事務局の説明のとおりです。

15日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

《議案2-1》

○議長(七久保)

議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。
番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号1番について、朗読して説明。)

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より推薦願います。

○6番 片岡 純雄 委員

あっせん委員としまして、13番 軽部俊典 委員、16番 小川圭一 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号1番のあっせん委員は、13番 軽部俊典 委員、16番 小川圭一 委員を指名します。

《議案2-2》

○議長(七久保)

続きまして、番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号2番について、朗読して説明。)

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より推薦願います。

○1番 古澤 一郎 委員

あっせん委員としまして、8番 関 誠 委員、18番 手塚裕一 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号2番のあっせん委員は、8番 関 誠 委員、18番 手塚裕一 委員を指名します。

《議案 2－3》

○議長(七久保)

続きまして、番号 3 番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第 2 号番号 3 番について、朗読して説明。)

この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づき、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第 3 調査会の委員長より推薦願います。

○17 番 大谷 伸二 委員

あっせん委員としまして、5 番 田崎次男 委員、17 番 大谷伸二 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第 2 号 番号 3 番のあっせん委員は、5 番 田崎次男 委員、17 番 大谷伸二 委員を指名します。

《議案 2－4》

○議長(七久保)

続きまして、番号 4 番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第 2 号番号 4 番について、朗読して説明。)

この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づき、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第 1 調査会の委員長より推薦願います。

○1 番 古澤 一郎 委員

あっせん委員としまして、1 番 古澤一郎 委員、12 番 石塚良男 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号4番のあっせん委員は、1番 古澤一郎 委員、12番 石塚良男 委員を指名します。

《議案2-5》

○議長(七久保)

続きまして、番号5番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第2号番号5番について、朗読して説明。)

この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。

○議長(七久保)

あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より推薦願います。

○11番 小林 義和 委員

あっせん委員としまして、10番 神山智子 委員、11番 小林義和 委員を推薦します。

○議長(七久保)

それでは、議案第2号 番号5番のあっせん委員は、10番 神山智子 委員、11番 小林義和 委員を指名します。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

《議案3-1》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号1番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。なお、譲受人は同じ譲渡人から東側50m先の〇〇市の****㎡の農地を同時に購入する予定です。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部 俊典 委員

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

田んぼとして使われているので特に問題ないと思います。

16日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。
皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案3-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号2番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、〇〇さんが弟さんに譲渡して規模を拡大したいという案件です。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案3-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号3番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

〇〇さんから◆◆さんに売買により購入し規模拡大を図ろうとするものです。なお、何年前から隣接の農地と一体となって利用している状況です。

18日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案3-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第3号 番号4番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第3号 番号4番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎 次男 委員

案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

譲渡人〇〇さんから譲受人◆◆さんが宅地とセットで購入するものであります。

15日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして書類及び現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

《議案4-1》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地である第3種農地と、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にある第1種農地が含まれますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」でありますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

本申請につきましては、令和〇年〇月に農地法第5条の許可を受けた土地に関わる事業計画を変更する案件であります。

許可申請後において、テナント〇〇〇より市場動向の変化と事業戦略の一環として当初計画以上の店舗面積の確保及び駐車場の最適化を図るための変更であります。

計画事態に大きな変更はなく、周辺農地への影響も変更が生じないため特に問題ないと考えます。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案5-1》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○3番 小菅 和彦 委員

案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

この案件は、譲受人〇〇さんから譲受人◇◇◇株式会社が売買により取得し宅地分譲を行う案件でございます。◇◇◇株式会社は住宅用地として造成・販売を目的としております。将来的にも宅地化が予定されている区域であり購入希望者も多く機能していない農地を販売しようと考えました。

土地の選定理由ですが、県道に近く、国道〇号線にも近く交通の便に優れている場所であり、周辺は家やアパートが建ちはじめ上下水道は完備され、日当たりも良くには最適な場所と判断しました。

土地利用計画は、専用住宅〇棟を予定しております。給水はさくら市上水道、排水は公共下水道へ接続します。雨水は敷地内に自然浸透します。

(資金計画は記載省略)

東側、北側は宅地、南側、西側は道路でありますので、周辺農地への影響は特に問題ないかと思えます。

20日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案5-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.01haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚 裕一 委員

案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

先月、地域計画除外の案件と同じ内容になります。

◆◆さんの住宅の後ろに駐車場にしようとする案件であります。相続の際に勘違いして

利用していた土地で、この度譲渡するというものであります。

周辺農地への影響ですが、隣接に〇〇さんの農地がありますが、お互い了承のうえでの事なので特に問題ないかと思われまます。

15日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案5-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第5号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第5号番号3番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存敷地の拡張 既存施設の面積の2分の1を超えないもの」でありますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○15番 小林 薫 委員

案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

株式会社〇〇〇は主に土木事業を行っておりまして、現在本社敷地内に車両等を置いておりますけれども、受注が増加したことにより重機及びダンプ等車両のほか従業員の車両

も増えているところですので、事業敷地を拡張して車両置場にしたいというものであります。

土地の選定理由としては、代表取締役の所有地であり当該事業敷地に隣接しているというところで、周辺農地に影響を与えない農地であるということで、この申請地以外のところに適した敷地はないとのことであります。

利用計画としては、現在の敷地と一体利用して、車両及び重機の駐車及び通路を予定しております。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への影響ですが、西側は宅地と他は水路に囲まれているので周辺に農地は無いので影響はありません。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○14番 小堀 義明 委員

1点確認したいのですが、会社と代表取締役間との使用貸借なんですが、利益相反関係にならないのでしょうか。

○事務局(高野)

利益相反関係かどうかということについては判断できるものではありませんが、この案件は土地所有者の〇〇さんが、自分が経営している会社で使用貸借で貸すというもので、転用事業者である〇〇会社の資金で転用事業を実施するものであります。

○議長(七久保)

そのほかございますか、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号 番号3番については、原案どおり承認されました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。

○15番 小林 薫 委員

議案第6号 につきましては、当時者であるため退席いたします。

○19番 軽部 喜一 委員

議案第6号 につきましては、当時者であるため退席いたします。

○議長(七久保)

議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である15番「小林 薫 委員」、19番「軽部 喜一 委員」の退席を許可します。

【15番 小林 薫 委員 退席】

【19番 軽部 喜一 委員 退席】

○議長(七久保)

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第10号 公告予定年月日は令和8年2月27日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)46件、再配分が1件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。

15番「小林 薫 委員」、19番「軽部 喜一 委員」の着席を願います。

【15番 小林 薫 委員 着席】

【19番 軽部 喜一 委員 着席】

議案第7号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

《議案7》

○議長(七久保)

次に、議案第7号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題に供します。
それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規程により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、行ってもよろしいか、お諮りするものでございます。

(議案第7号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第7号番号2番について、朗読して説明。)

(議案第7号番号3番について、朗読して説明。)

(議案第7号番号4番について、朗読して説明。)

なお、この議案の承認後、農業委員会は、農用地利用集積等促進計画の内容が、地域計画の達成に資するかどうか、市農政課に意見照会し、その回答を栃木県農業振興公社へ提出することになっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。
議案第7号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号については、原案どおり承認されました。

議案第8号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について

《議案8-1-1》

○議長(七久保)

次に、議案第8号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案第8号 番号1の1番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第8号 番号1の1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」でありますので、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図をご覧ください。(申請の場所を説明。)

現在、畑になっていて白菜なんか植わっていますが、のちのちは〇〇の駐車場にという案件です。

18日に地元農業委員と現地確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第8号 番号1の1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第8号 番号1の1番については、原案どおり承認されました。

《議案8—2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第8号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

「2 農業担う者の変更について」をご覧ください。この審議は、先程の「議案第 6 号農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を地域計画に反映させるもの等であり、農業担う者への新規追加者が 9 件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第 8 号 番号 2 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 8 号 番号 2 番については、原案どおり承認されました。

議案第 9 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

《議案 9-1》

○議長(七久保)

次に、議案第 9 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題に供します。

番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第 9 号番号 1 番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後の農地区分は、農地の集团的広がりがある 10ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○12番 石塚 良男 委員

〇〇さんの宅地隣接の農地の一部に、娘さんの分家住宅を建てるという案件になりま

す。なお、この場所は令和7年7月に地域計画変更で承認された場所でもあります。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案9-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第9号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第9号番号2番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後の農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○15番 小林 薫 委員

株式会社〇〇〇は、◆◆◆の関連というか系列の企業で規模拡大が著しい企業で駐車場を更に増やすというものであります。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認し

現地調査した際に社長とも面談し顛末を確認してまいりました。現在の会社と駐車場の土地であり問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案9-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第9号 番号3番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第9号番号3番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にある第1種農地が含まれますが、不許可の例外「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、かつ、事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」でありますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○8番 関 誠 委員

この企業は〇〇〇を展開している企業であります。今回あらたに店舗を出店するという計画であります。計画地における周辺農地への影響ですが、西側が県道、南側が宅地、東側、北側は農地であります。周囲をL型擁壁で囲うため土砂の流失等はないかと思わ

れます。また、雨水については敷地内浸透となりますので周辺農地への影響は軽微と考えます。

19日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

14番 小堀 義明 委員

〇〇は市内に3店舗計画しています。同一業種のものを何店舗か持つということへの弊害など何か考慮される場所はあるのでしょうか。

○事務局(小倉)

農地法上は特にないかと思われまます。

○議長(七久保)

ほかにございますか、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号3番については、原案どおり承認されました。

《議案9-4》

○議長(七久保)

続きまして、議案第9号 番号4番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第9号番号4番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後は、人為的転用行為があつてから20年経過しており、今後も進入路、既存納屋の一部敷地として使用することから非農地証明で対応できることが見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○11番 小林 義和 委員

この土地は、先代のころから20年以上進入路として使われ、納屋も現在の状況となっており農地への復旧は出来ないものと考えます。現地は9月に地域計画の区域から除外されております。

16日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号4番については、原案どおり承認されました。

《議案9-5》

○議長(七久保)

続きまして、議案第9号 番号5番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第9号番号5番について、朗読して説明。)

農用地区域除外後は、人為的転用行為があつてから20年経過しており、宅地及び庭の一部として利用することから非農地証明で対応できることが見込まれるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の意見を求めます。

○15番 小林 薫 委員

土地改良で貼り付けた土地であります。宅地は現在は誰も住んでおりません。

18日に地元推進委員と現地を確認し、調査会におきましては前回現地を確認しており

ます。何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第9号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第9号 番号5番については、原案どおり承認されました。

議案第10号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

《議案10-1》

○議長(七久保)

次に、議案第10号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第10号番号1番について、朗読して説明。)

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○6番 片岡 純雄 委員

案内図10-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

55ページの写真を見ていただいたとおり、木が生え農地に戻すのは困難であると思われます。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第10号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第10号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案10-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第10号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第10号番号2番について、朗読して説明。)

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図10-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

写真が57ページのとおりで、木はないですが境が無いような状況でちょっと復元は出来ないかなといった状況です。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第10号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第10号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案10-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第10号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第10号番号3番について、朗読して説明。)

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○17番 大谷 伸二 委員

案内図10-3をご覧ください。(申請の場所を説明。)

先程説明した場所と隣接であります。同じく復元が難しいと判断いたしました。

17日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第10号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第10号 番号3番については、原案どおり承認されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

《報告第1号、2号》

○議長(七久保)

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号16番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号5番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後3時3分）